

## 中野区所管の都市計画道路計画線の位置について

### ●計画線の位置図とは

図示している都市計画道路計画線の位置は、都市計画法第53条に基づく許可申請が必要な場合の都市計画道路区域を示すものです。事業化の際には詳細な位置が決定されます。

### ●計画線位置図の見方について

- ・「○」は、基点を表しています。
- ・「補助線」は、基点からの同心円と現況道路端の交点を直線で結んだものです。数字は基点からの直線距離を表します。
- ・「建築規制範囲までの距離」は、基点からの同心円と現況道路端の交点を基準とし、補助線から都市計画道路計画線まで垂線を伸ばした長さです。
- ・建築規制範囲までの距離の数値は、精度誤差（30cm余幅）を含んだ数字を図示しています。

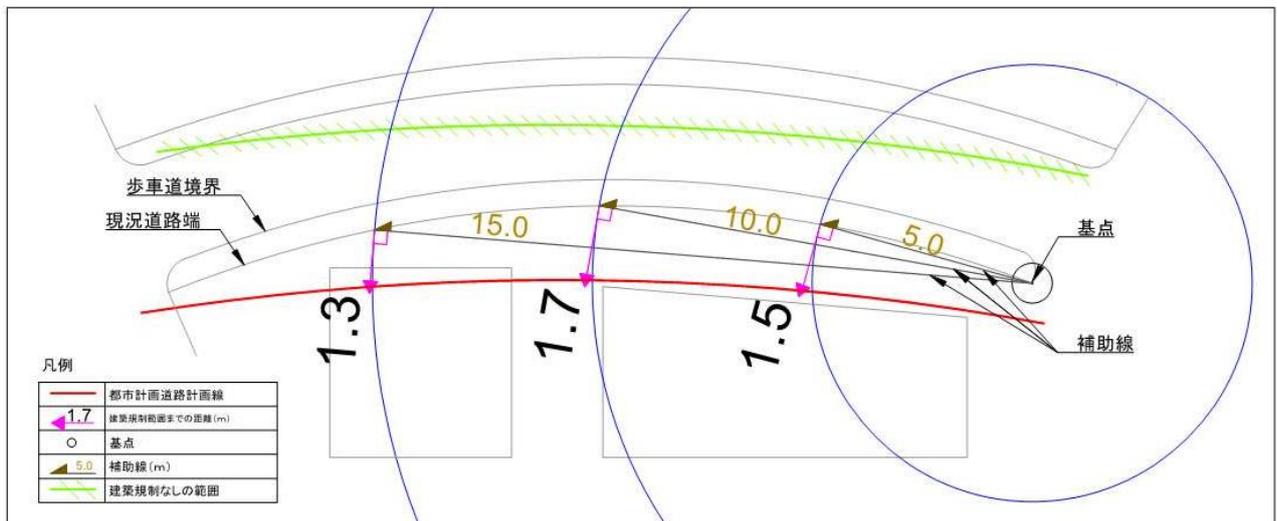


図 計画線位置図の見方について

### ●計画線位置図に関する注意事項

- ・計画線位置図（以下、「参考図」という。）は、用地買収の範囲を証明するものではありません。
- ・また位置図は、道路と敷地との関係を明らかにしているものではありません。
- ・本図の建築物・工作物等は参考を示したもので、実際の位置・形状等と一致しない場合があります。
- ・後退がない範囲はハッチングで表示しています。
- ・隅切りは、図面記載の隅切りの底辺延長を基にした二等辺三角形です。
- ・本図は、予告なく修正・更新を行う場合があります。
- ・ご不明点については、下記までお問い合わせください。

本資料のお問い合わせ先  
中野区 都市基盤部 都市計画課 都市施設担当  
電話番号 03-3228-8964